

## 解答解説

# 2024後期・社福国試対策

社会保障(28~36)、権利擁護を支える法制度(37~42)

28 社会保障の考え方と人口構造の変化に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 現在、日本型雇用慣行の特徴は揺らいでいるが、非正規労働に従事する者が増加しているわけではない。
- 2.若い世代ほど、老後の生計を支える手段として1番頼りにするものを「公的年金（国民年金や厚生年金など）」の社会保障としている。
3. 社会保障という社会的セーフティネット機能があることで、人生の危険（リスク）を恐れず、生き生きとした生活を送ることができる。
4. 1970（昭和45）年の65歳以上の総人口に占める割合は25%を超えていた。
5. 個人の責任や自助努力のみでは対応できないリスクに対して、国民が相互に連帯して支え合うことによって安定した生活を保障するという概念を公助という。

【正答】 3

1. 誤り。わが国における雇用の慣行として長期雇用（終身雇用）や年功賃金が特徴とされてきたが、日本の雇用慣行の対象とならない非正規雇用者が増加している。非正規労働者が増加する背景には、企業が人件費負担を抑えてきたこと、弾力的で変則的な労働条件が必要となったこと、子育て期や高齢者の労働者の供給が増加したことなどが挙げられる。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P286～287参照）
2. 誤り。社会保障制度についての意識調査において、老後の生計を支える手段として1番頼りにするものは、若い世代では「自分または配偶者の就労による収入」としているが、年齢階級が上がるにつれて、「公的年金（国民年金や厚生年金など）」の割合が多くなっている。（「2019年社会保障に関する意識調査報告書」P20：厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室 <https://www.mhlw.go.jp/content/12605000/R1hou.pdf> 参照）
3. 正しい。社会保障は、生活の安定を損なうさまざまな事態に対して、生活の安定を図り、安心をもたらすための社会的セーフティネットの役割がある。生活を不安定にさせる危険（リスク）に対して、その影響を極力小さくするという効果があり、国民の安心と生活の安定を保障している。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P14参照）
4. 誤り。総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）では、1970（昭和45）年は7%であったが、2017（平成29）年では27.7%となっており、さらに2065年には38.4%に達し、2.6人に1人が65歳以上となると推測されている。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P274、P275図11-2参照）
5. 誤り。選択肢の考え方は共助であり、年金、医療保険、介護保険などの社会保険制度があげられる。公助とは、自助や共助で対応できない状況に対し、公的に必要な生活保障を行うものをいい、公的扶助（生活保護）や社会福利制度があげられる。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P12参照）

社会保障の機能に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 社会保障の所得再分配機能のうち、生活保護制度に代表されるように所得の高い者から低い者へ再分配することを、水平的所得再分配機能という。
2. 所得再分配には、医療サービスや保育サービス等の現物給付を通じての再分配はあるが、金銭の移転を伴う給付はない。
3. 公的年金制度は、税を財源にした「所得の多い人」から「所得の少ない人」への所得再分配である。
4. 社会保障は、低所得者や高齢者の生活を安定化させるためだけではなく、年金を財源にした消費活動を通じて景気変動をなだらかにする機能を持つ。
5. 社会的セーフティネットが不安定になっても、経済に影響を及ぼすことはない。

【正答】4

1. 誤り。高所得層から低所得層への所得再分配を垂直的再分配という。また、同じ水準所得層で、稼得能力がある人々から稼得能力のなくなった人々へ所得を移転したりすることを水平的所得再分配という。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P15参照）
2. 誤り。所得再分配の機能には、所得を個人や世帯の間で移転させる「現金給付」も含まれる。医療サービスや保育サービス等は現物給付に該当し、生活保護制度における生活扶助等の金銭支給は現金給付に該当する。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P15, P48参照）
3. 誤り。公的年金制度は、基本的に保険料を財源とした現役世代から高齢世帯への世代間の所得再分配である。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P15参照）
4. 正しい。公的年金制度を含む社会保障は、不測の事態が生じても生活に安心感を与えたり、所得再分配機能があることから、社会を安定化させる機能がある。また、景気変動を緩和したり、経済成長を支えたりする経済安定機能がある。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P15～16参照）
5. 誤り。社会保障の給付（費用）と負担（財源）のバランスが崩れるとマイナスの影響を与える。例えば、家計や企業の収入に変化がなく税や社会保険料が増加すると、手元に残る所得が減少し、消費を減らす。さらに貯蓄も減少させ、金融機関の融資が低下し企業などに必要な資金が提供されなくなることにより経済活動が停滞し、経済成長率が低下する影響がある。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P78参照）

△○ わが国の年金保険制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. わが国の公的年金制度は、積立金を支払いに充てる積立方式を基本とした財政方式になっている。
2. 外国人は、日本国内に住所があっても国民年金の第1号被保険者とならない。
3. 国民年金の第1号被保険者が生活保護法による生活扶助を受けているときは、法定免除の事由であるため保険料は全額免除となる。
4. 厚生年金の適用事業所に勤務する70歳以上の人には、厚生年金の被保険者とならないと同時に在職者高齢年金の対象にもならない。
5. 少子高齢化のような人口構造の変化があっても、支える世代の負担と支えられる世代の給付の見直しをする必要はない。

【正答】 3

1. 誤り。わが国の公的年金制度の財政方式は、年金給付に必要な費用を、その時々の加入者の保険料により賄う賦課方式が取られており、今日では賦課方式を基本にしている。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P88参照）
2. 誤り。国民年金の被保険者の資格には国籍要件はない。第1号被保険者とは、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、第2号被保険者、第3号被保険者でない者としているため、外国人であっても日本国内に住所がある場合は対象となる。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P99参照）
3. 正しい。国民年金の第1号被保険者の保険料免除には法定免除と申請免除があり、法定免除の対象として、生活保護法の生活扶助を受けるとき、障害基礎年金の受給権者であるとき等は保険料の全額が免除される。なお、生活扶助以外の扶助を受けている場合や保険料の納付が困難な場合は、申請に基づいて保険料の全額、4分の3、2分の1、4分の1が免除される。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P105参照）
4. 誤り。70歳以降の適用事業所の在職者については、保険料の徴収は行われないが、65歳以降と同じ仕組みの在職者高齢年金の制度が適用される。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P109参照）
5. 誤り。少子高齢化では、家族の生活保障機能が低下し社会保障ニーズが高まるため、支える側である現役世代の負担を重くする。現役世代の単独世帯増加により扶養力も弱体化し、今後は社会的な負担が重くなることが予想されることから、支える世代の負担と支えられる世代の給付の見直しが必要である。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P276参照）

⇒ 医療保険制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 健康保険の保険給付として「療養の給付」は現金給付で行われる。
2. 公的医療保険における患者一部負担金は、すべての年齢層において原則3割で統一されている。
3. 後期高齢者医療制度の財源は、公費と各医療保険制度からの支援である後期高齢者支援金によって賄われる。
4. 後期高齢者医療制度の財源のうち、公費については、国、都道府県、市町村が3：2：1の割合で負担することになっている。
5. 国民健康保険には、前年中の所得が一定額以下の場合に保険料の軽減制度がある。

【正答】 5

1. 誤り。健康保険上の保険給付について、被保険者の疾病や負傷に対する診察、薬剤や治療材料の支給、処置、手術その他の治療、看護サービス等の「療養の給付」は現物給付の形で行われる。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P137参照）
2. 誤り。公的年金制度における患者一部負担金は原則3割で統一されているが、義務教育就学前の児童については2割負担とされている。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P139参照）
3. 誤り。後期高齢者医療制度の財源は、後期高齢者自身の支払う保険料（1割）に加えて、公費（約5割）、後期高齢者支援金（約4割）によって賄われる。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P149参照）
4. 誤り。後期高齢者医療制度の公費については、国、都道府県、市町村が4：1：1の割合で負担することになっている。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P149参照）
5. 正しい。国民健康保険には、保険料の軽減制度がある。低所得者でも負担しなければならない応益割部分について、前年度の所得が一定額以下の場合に、7割、5割、2割の3段階で減額する。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P145参照）

32 事例を読んで、事例に関連する社会保障制度等についての記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

【事例】

A子さん（30歳、女性）はX社に正社員として勤務している。Y社に正社員として勤務するB男さん（28歳、男性）と結婚し、来月に第一子の出産を控えている。A子さんとB男さんは、共に健康保険、雇用保険の被保険者である。

1. A子さんが出産した時には出産育児一時金が支払われる。
2. 育児休業について、A子さんとB男さんが共に休業する場合、子が2歳に達するまでの間で、父母がそれぞれ1年2か月ずつ取得することができる。
3. 保育所に入所できないなどの事情が生じた時には、最長で子が3歳になるまで育児休業を取得できる。
4. A子さんが1年間育児休業となつた場合、休業全期間で休業開始前賃金の67%の育児休業給付が受けられる。
5. 児童手当はA子さんとB男さんの所得に関係なく受給できる。

【正答】 1

1. 正しい。被保険者が出産した時には、出産育児一時金が給付される。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P137参照）
2. 誤り。育児休業は、父母ともに休業する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間で、父母それぞれ1年間ずつ取得することができる（パパ・ママ育休プラス）。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P206、P282参照）
3. 誤り。育児休業は原則として1歳未満の子の養育が取得できるが、子が保育所に入れない等の事情が生じた場合、最長2歳まで延長ができる。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P206参照）
4. 誤り。育児休業給付の給付率は、休業開始から180日までは休業開始前賃金の67%で、以降は50%となっている。なお、介護休業給付金の給付率は全期間67%である。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P282参照）
5. 誤り。児童手当の支給には両親等の所得制限がある。ただし、所得制限額以上の世帯の児童についても1人月額5000円が特例給付として当分の間支給される。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P250参照）

33 日本の社会保障の歴史に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 日本の健康保険は、成立当初ホワイトカラーを対象としていた。
2. 1962（昭和37）年の社会保障制度審議会の勧告では、貧困階層に対する施策は、生活保護制度、低所得階層に対する施策は、社会福祉制度、一般所得階層に対する施策は、社会保険制度という施策の枠組みを示した。
3. 社会保障制度のうち、最も導入が遅かったのは労災保険制度である。
4. 1982（昭和57）年に老人保健法が成立し、75歳以上の被保険者を独立した制度の中で被保険者として取り扱うようにした。
5. 1985（昭和60）年に公的年金制度の大改正が行われ、マクロ経済スライドが実施された。

【正答】2

1. 適切でない。我が国の健康保険法は、当時「職工」と呼ばれたブルーカラー労働者を対象に、主にドイツの社会保険制度を参考にして1922（大正11）年3月に成立し、同年4月に公布された。一方ブルーカラー労働者以外の、いわゆるホワイトカラーの事務職員を対象とした職員健康保険制度については、社会政策的な意義が少ないとされたが1939（昭和14）年に「職員健康保険法」が議会に提出され、可決された。同法は翌年から施行されたが、3年後の1942（昭和17）年に健康保険制度と合併した。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P26～27参照）
2. 適切。1962（昭和37）年の社会保障制度審議会の勧告では、貧困階層に対する施策は、生活保護制度（財源は公費）、低所得階層に対する施策は、社会福祉制度（財源は公費）、一般所得階層に対する施策は、社会保険制度（財源は社会保険料）という施策の枠組みを示した。（国立社会保障人口問題研究所<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/7.pdf>参照）
3. 適切でない。1922（大正11）年に成立した健康保険法は、業務上の災害についても適用の対象とし、事業主による保険料負担感の軽減を配慮していた。労働者災害補償保険法が制定されたのは、1947（昭和22）年で、同年失業保険法（現・雇用保険法）も制定されている。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P26～27参照）
4. 適切でない。1982（昭和57）年に老人保健法が成立し、70歳以上の高齢者にも医療費を一部負担させるとともに、制度間調整の仕組みを導入するものであった。75歳以上の被保険者を独立した制度の中で被保険者として取り扱うようにしたのは、2008（平成20）年の後期高齢者医療制度である。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P32, P40参照）
5. 適切でない。1985（昭和60）年の年金制度の大改正では、公的年金の2階建て制度が実現された。マクロ経済スライドが実施されたのは、2004（平成16）年の改正時である。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P32参照）

34 諸外国における医療や介護の制度に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. アメリカには、医療サービスを税財源により提供する国民保健サービスの仕組みがある。
2. イギリスの年金には国庫負担がなく、保険料収入のみで賄われている。
3. フランスの医療保険制度は、職域に応じて分立している。
4. ドイツの介護保険制度は、65歳以上の者を第1号被保険者、40歳から64歳までの者で医療保険の加入者を第2号被保険者としている。
5. スウェーデンの介護サービスは、コムユーンの行う医療サービスから切り離され、ランディングの責任下に置かれるという地方分権化が進められた。

【正答】 2;3

1. 誤り。アメリカには全国民に包括的に適用される公的な医療保険制度ではなく、約7割の国民は、民間の医療保険に加入し、自己責任の原則のもとで医療サービスを受けている。選択肢の記述は、イギリスの国民保健サービスである。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P311～312参照）
2. 正しい。イギリスの国家年金は、財源としてかつては国庫負担が特定比率で提供されてきたが、財政難により国庫負担は停止され、現在は保険料収入のみで賄われている。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P308参照）
3. 正しい。フランスは、医療に関しては強制加入に基づく社会保険方式を採用している。年金保険制度と同様、医療保険制度も職域に応じて分立している。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P306参照）
4. 誤り。ドイツの介護保険制度の受給資格には年齢制限がなく、要介護度は5段階に分けられ、段階に応じて給付内容は異なる。選択肢の記述は、日本の介護保険制度の被保険者である。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P304参照）
5. 誤り。1992年のエーデル改革によって、介護サービスはランディングの行う医療サービスから分離され、コムユーンの責任下に置かれる、という地方分権化が進められた。ランディングは、全国に18ある広域自治体のことであり、医療サービスの運営母体となっている。各種社会福祉サービスは、コムユーンと呼ばれる全国290の自治体によって運営されている。（『新・社会福祉士養成講座⑫社会保障 第6版』中央法規出版（2019年）P300参照）

35 履用保険制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 一般被保険者に対する基本手当日額は、離職した日の直前6か月の平均日額の40～80%である。
2. 65歳未満の就職困難者の基本手当日額の上限となる所定給付日数は、90日から360日である。
3. 高年齢雇用継続基本給付金は、賃金低下部分のうち一部を補填し、65歳までの雇用を継続する仕組みである。
4. 履用就職支度手当は、基本手当の受給資格のある者が障害の有無にかかわらず安定した職業に就いた場合に支給される。
5. 原則、一般被保険者等が育児休業を取得した場合であって一定の要件を満たすとき、育児休業給付金が支給されるが、その額は標準報酬月額の3分の2である。

(3)

1. 誤り。一般被保険者に対する基本手当日額は、60歳未満の者は離職日に直前6か月の平均賃金の50～80%，60歳から65歳の者は45～80%である。（雇用保険法第16条参照）
2. 誤り。65歳未満の就職困難者の基本手当の受給期間の上限となる所定給付日数は、150日から360日である。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P209参照）
3. 正しい。再雇用で働く場合、定年前に比べると賃金が低下することが多い。そのため、高年齢雇用継続給付で賃金の低下部分の一部を補填することで、65歳までの雇用の継続を推進する。（雇用保険法第61条参照）
4. 誤り。常用就職支度手当は、基本手当の受給資格がある者のうち、障害があるなど就職が困難な者が安定した職業に就いた場合、一定の要件に該当すると支給される。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P210参照）
5. 誤り。育児休業給付金の額は、休業開始から6か月までは休業開始時の賃金日額の67%×支給日数、6か月以降は50%×支給日数である。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P212参照）

36

事例を読んで、介護保険制度の仕組みに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Mさん（61歳、男性）は、一人暮らしであり国民健康保険に加入している。Mさんは、数か月前に交通事故に遭ったことから両下肢に障害が残り、日常生活を満足に送れなくなった。遠方に住むMさんの娘から介護保険制度を利用するよう勧められ、要介護認定を受けようと考えている。

1. Mさんは、介護保険の申請をする場合、保険者である都道府県に申請をしなければならない。
2. Mさんの要介護状態に至った原因が交通事故であることから、介護保険の給付を受けることができない。
3. Mさんは、介護保険の被保険者ではないから、要介護状態に至った原因にかかわらず、介護保険の給付を受けることはできない。
4. Mさんの要介護状態に至った原因が交通事故であることから、まず事故の加害者に対して損害賠償請求を行わなければ介護保険の給付を受けることはできない。
5. Mさんが訪問リハビリテーションや訪問看護を利用する場合には、介護保険から給付される。

【正答】2

1. 誤り。介護保険の保険者は、市町村および特別区（東京都23区）である。そのため、申請先も市町村および特別区（または、市町村または特別区から委託を受けている居宅介護支援事業所等）である。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P143参照）
2. 正しい。Mさんは第2号被保険者であることから、交通事故が原因で要介護状態となっている場合、介護保険の給付を受けることはできない。（介護保険法第7条第3項第2号参照）
3. 誤り。Mさんは第2号被保険者であるため、要介護状態に至った原因が16の特定疾病によるものであれば介護保険の給付を受けることができる。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P144参照）
4. 誤り。介護保険の給付要件に、「事故の加害者に対する損害賠償請求」は含まれていない。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P144参照）
5. 誤り。Mさんは介護保険の受給権者ではないため、訪問リハビリテーションや訪問看護を利用する場合には、医療保険から給付される。（『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座⑦社会保障』中央法規出版（2021年）P144参照）

日本国憲法の理解に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 私法領域においては、一方による他方への自由と平等に対する侵害が社会的に許容し得る限度を超えた場合に、憲法の規定を直接適用して弱者を救済する直接適用説が通説であり、判例もこれに依拠している。
2. 憲法第89条は、政府・地方公共団体による社会福祉法人又は社会福祉事業者への公金支出を一切禁止している。
3. 権力分立の類型について、日本は「議院内閣制」に立脚している。その特徴は、行政と立法が明確に分離している「大統領制」と異なり、行政が立法と連携している点にあり、従って内閣が衆議院を解散することはできない。
4. 地方自治は、憲法第92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定されており、地方自治は国家から与えられるものではないという固有建設に立脚していると解されている。
5. 地方公共団体は条例制定権及び規則制定権を有しております、いずれも憲法第94条の「条例」に含まれると解されている。

【正答】 5

1. 誤り。三菱樹脂事件において裁判所は直接適用説を否定している。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P19参照）
2. 誤り。実際は、措置委託制度と社会福祉法人制度という形を取り、公金の支出や公の財産の貸与等が行われている。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P20参照）
3. 誤り。内閣は衆議院を解散することができる。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P21～22参照）
4. 誤り。日本の地方自治は、地方自治は国家を離れてあり得ないという伝説に立脚していると解されている。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P24参照）
5. 正しい。憲法第94条「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P24参照）

社会権に関する記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 社会権は、政府が貧困、失業、病気などの社会問題に対して積極的に関与することによって実現する権利であり、このような政府の役割を夜警国家と呼ぶ。
2. 憲法第25条による生存権の保障は、自由権の1類型である。
3. 憲法第26条は、子供の教育を受ける権利、親の子供に普通教育を受けさせる義務及び国の教育条件整備の義務を規定しているが、これは子供の将来の職業選択の自由を法的に保障するという意味において自由権の1類型であると解されている。
4. 憲法第27条は、国民の勤労の権利と義務を規定し、また国の労働法制の確立の義務、さらに児童の酷使を禁止しており、社会権の1類型である。
5. 憲法第28条は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」としているが、公務員はこの権利を制限されている。

【正答】 4;5

1. 誤り。社会権は、政府に対する保護、援助、支援を求める権利（人権）をいい、そのような政府の役割を「福祉国家（積極国家）」という。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P13参照）
2. 誤り。憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、またその第2項は「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定しており、まさに社会権の保障である。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P13～14参照）
3. 誤り。自由権ではなく社会権の1類型であると解されている。第26条第1項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、第2項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P14参照）
4. 正しい。憲法第27条第1項「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」、第2項「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」、第3項「児童は、これを酷使してはならない」。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P14参照）
5. 正しい。公務員はその地位の特殊性と職務の公共性を理由に、労働基本権を制限されている。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P14参照）

39 相続法に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 相続は死亡によって開始し、法定相続人の第一順位は被相続人の子であり、胎児については相続人とみなされることはない。
2. 被相続人よりも先に第一順位の相続人が死亡した場合、相続するのは第二順位以下の相続人ではなく、第一順位の相続人の子が相続人となる。
3. 代襲相続は、相続人が相続を放棄した場合や死亡した場合にも適用される。
4. 法定相続分は、例えば配偶者と子は2分の1ずつ、配偶者と直系尊属でも2分の1ずつ、配偶者と兄弟姉妹でも2分の1ずつとなり、その取得割合は変化しない。
5. 非嫡出時の相続について、旧民法900条第4号但書前段で「嫡出児の2分の1」と定められていたが、2013年9月4日最高裁判所はこれを違憲とし、この裁判以前の過去全ての相続についても本違憲判断が影響すると判示し、大きな混乱を招いた。

【正答】 2

1. 誤り。民法第886条第1項は相続に関する胎児の権利能力について、「胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす」とし、また同条第2項で「前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない」として胎児の権利能力を認めている。さらに、配偶者は常に法定相続人となり（民法第890条）、直系尊属は第二順位、兄弟姉妹は第三順位の法定相続人となる（民法第889条）。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P71参照）
2. 正しい。第一順位の相続人の子が相続人になり（代襲相続），その代襲相続人が死亡した場合にはさらにその子が相続することになる（再代襲相続）。しかし、第三順位には代襲相続は認められていても再代襲相続は認められていない。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P70～71参照）
3. 誤り。代襲相続（再代襲相続）は、相続を放棄した場合には適用されない。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P71参照）
4. 誤り。取得割合は相続人の組み合わせによって変化する。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P71参照）
5. 誤り。最高裁判所は、違憲判断は過去の相続について影響を及ぼさないと判示した。またこの最高裁判所決定を受け、民法第900条第4号但書前段を削除する改正がなされた。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P72参照）

40 行政不服申立て制度に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 行政不服審査法による行政処分についての不服申立ては、裁判所に対して処分があったことを知った日から6か月以内に行うことができ、処分の違法性のみが審査対象となる。
2. 平成26年で行政不服審査法が全面的に改正されたことにより、「審査請求」に加えて「異議申立て」の規定が新設された。
3. 審査請求は審査長に対して不服申立てを行う制度であり、この審査請求の採決に不服がある場合、ほぼ無条件に再審査請求を行うことが可能である。
4. 審査請求は、処分についての審査請求のみならず不作為についてもすることができる。
5. 不服申し立てを行うことは、「不服申し立ての利益のある者」に限定されない。

【正答】4

1. 誤り。行政不服審査法に基づく不服申立ての審査機関は行政機関であり、基本的には処分があったことを知った日から3か月以内に行う必要がある。また、その審査対象は処分の違法性及び不当性である。（行政不服審査法第4条、18条参照）
2. 誤り。「異議申立て」が廃止され、「審査請求」に一元化された。（総務省行政不服審査関連三法について平成26年6月総務省行政管理局[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000297540.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000297540.pdf)参照）
3. 誤り。行政不服審査法第6条は、「行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合に」再審査請求を認めている。
4. 正しい。行政不服審査法第2条「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる」、同法第3条「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる」。
5. 誤り。条文上の制限はないが、不服申立ての利益のある者にしか申立ては認められていないと解釈されている。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P41参照）

✓ / 成年後見制度に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 後見開始の審判の申立てを行うことができる者は、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人、県知事、市区町村長、民生委員、保護司及び検察官である。
2. 後見開始の審判の申立ては、裁判所の事務処理の効率化の見地から、原則として審判前であればいつでも取下げが可能である。
3. 鑑定書は家庭裁判所が医師に鑑定を依頼する形で作成され、原則として後見・保佐・補助のいずれの場合にも鑑定が必要であり、これが省略されることはない。
4. 成年後見人等は、家庭裁判所が様々な事情を総合的に判断してその職権において選任され、これに対する不服申立てはすることができない。
5. 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律により、未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人は、本人の郵便物の転送を受けることができるようになった。

#### 【正答】 4

1. 誤り。後見開始の審判の申立てを行うことができる者は、民法第7条「本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官」となっており、また老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2により、市区町村長にも申立権が付与されている。（『新・社会福祉士養成講座⑨権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P98～99参照）
2. 誤り。原則として、申立て書類を提出した後は、審判前であっても家庭裁判所の許可がなければ取下げることはできない。（家事事件手続法第121条）
3. 誤り。家事事件手続法119条1項は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない」とし、保佐の場合も本規定を準用している。補助の鑑定に係る規定は存在しない。
4. 正しい。鑑定や調査が終了した後、家庭裁判所は、成年後見等の開始の審判をするとともに最も適任と思われる者を成年後見人等に選任する。審判の内容は申立人、本人、成年後見人等に書面で通知される。審判書が成年後見人等に届いてから2週間以内に、不服申立てがされない場合は、成年後見等開始審判の法的な効力が確定する。審判に不服がある申立人や利害関係人は、この2週間の間に不服申立て（「即時抗告」という）の手続をとることができる。しかし、誰を成年後見人等に選任するかという点については、不服申立てをすることができない。（「手続きの流れ・概要」東京家庭裁判所後見センター <https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/gaiyou/index.html> 参照）
5. 誤り。法改正により、「成年後見人」が設問の郵便転送を受けることができるようになった。（法務省 [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00196.html#02](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00196.html#02) 参照）

4.2 任意後見制度に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 任意後見受任者とは、任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいい、任意後見人とは任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。
2. 任意後見契約は委任者と受任者との間で締結される委任契約であり、民法521条及び522条で明文化されている契約自由原則に基づき、その開始時期についても契約の当事者間において自由に設定することができる。
3. 任意後見人受任者は成人に達しているものであれば親類縁者が知人かを問わらず、また欠格事由も存在しない。
4. 任意後見監督人は成人に達している人物であれば、親類縁者や知人を問わず、家庭裁判所により適切な人物が選任される。
5. 任意後見契約は、本人の意思により解約することが可能である。

【正答】 5

1. 誤り。任意後見受任者とは、「任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者」（任意後見契約に関する法律第2条第3項）であり、任意後見人とは、「任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者」（同法同条第4項）である。
2. 誤り。任意後見契約とは、「委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう」。（任意後見契約に関する法律第2条第1項）
3. 誤り。任意後見契約に関する法律第4条第1項第3号は、任意後見受任者の欠格事由を定めている。
4. 誤り。「任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない」。（任意後見契約に関する法律第5条）
5. 正しい。任意後見契約に関する法律第9条は、「任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる」、また「任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる」と定め、本人の意思に基づく契約の解除を認めている。（『新・社会福祉士養成講座⑨権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2019年）P111参照）